

# 産業競争力強化法等の一部を改正する法律

## (産業競争力強化法の一部改正)

第一条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

「第二章 産業競争力の強化に関する実行計画（第六条・第七条）  
目次中

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第八条―第十五条

を「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）

」

「に、「第四章」を「第三章」に、「第十六条―第二十二條」を「第十五条―第二十一条」に、「第二十

三条―第五十條」を「第二十二條―第四十八條」に、「第五十一条―第六十條」を「第四十九條―第六十

「第四節 設備導入促進法人（第六十一条―第七十四条）

五条」に、  
を「第四節 事業活動におけ

第五節 事業活動における知的財産権の活用（第七十五条）」

る知的財産権の活用（第六十六條―第七十五條）」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五

「第二節 中小企業承継事業再生の円滑化（第二百二十條

章」に、「第百十九条」を「第百二十五条」に、

第三節 中小企業再生支援体制の整備（第百二十六条

―第百二十五条）

を「第二節 中小企業再生支援体制の整備（第百二十六条―第百三十三条）」に、「第百三十三条）」

第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に改める。

第一条中「並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備する」を「を定める」に改める。

第二条第二項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第七項中「第二十二条」を「第二十一条」に改め、「当該国立大学法人等と連携しつつ」を削り、同条第十項中「設備」の下に「、情報システム」を加え、同条第十一項第一号ト中「取得（）」の下に「当該他の会社が関係事業者である場合又は」を加え、同号チ中「譲渡（）」の下に「当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、」を加え、同号リ中「取得（）」の下に「当該外国法人が外国関係法人である場合又は」を加え、同号ヌ中「譲渡（）」の下に「当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配

当をすることを含み、」を加え、同項第二号イ中「（次項第二号において「新商品の開発等」という。）」を削り、同条第十二項中「特定事業再編」を「特別事業再編」に、「二以上の事業者が、それぞれ」を「事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人」に、「当該二以上の事業者のそれぞれの」を「、その」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うもの（当該事業者（株式会社に限る。）がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを取得する場合であつて、当該対価の額が当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るときに限る。）であること。

イ 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）  
ロ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品

又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 前号イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（

ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産

若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。）を活用して行う事業活動であつて、第二十二

条第二項第五号に規定する事業分野におけるもの

ロ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、第二十二條第二項第六号に規定する

商品又は役務に係るもの

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イ又はロに掲げる措置により中

核的事业（当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性

が見込まれる事業をいう。）の売上高その他の経済産業省令で定める指標（以下このハにおいて「

売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増

加すると見込まれる場合における当該中核的事业に係るもの

第二条第十五項中「第五十一条」を「第四十九条」に改め、同条第十六項中「第五十一条第一項第二号

」を「第四十九条第一項第二号」に改め、同条第十八項から第二十項までを削り、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項を同条第十九項とし、同条第二十三項第一号中「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に、「特定創業支援事業（）」を「特定創業支援等事業（）」に、「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に改め、同項第三号中「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「創業支援事業」とは、創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する」を「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業
- 二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創

業者（前項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業

第二条第二十四項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に、「創業支援事業」を「創業支援等事業（前項第一号に係るものに限る。）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項を同条第二十三項とし、同条第二十七項から第二十九項までを三項ずつ繰り上げ、同条第三十項を削る。

第三条中「行わなければ」を「行われなければ」に改める。

第四条を次のように改める。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

第五条中「、集中実施期間において」を削る。

第二章を削る。

第三章中第八条を第六条とする。

第九条第一項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項及び第三項中「回答する」を「理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表する」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第八条 主務大臣は、第六条第一項又は前条第一項の規定による求めをしようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第十条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条第三項第四号及び第五項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第三十八条」を「第三十六条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第三章を第二章とする。

第十六条第一項中「第二十条第三項第一号」を「第十九条第三項第一号」に改め、第四章第一節中同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「次項第五号」を「次項第七号」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編



に關し留意すべき事項

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に關し留意すべき事項

第四章第二節中第二十三条を第二十二條とする。

第二十四条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条第五項第四号中「第二十六条第四項第四号及び第五十条」を「第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号」に改め、同項第六号中「二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画にあつては、」を削り、「適合する」の下に「ものである」を加え、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条の見出しを「(特別事業再編計画の認定)」に改め、同条第一項中「二以上の」を削り、「特定事業再編に」を「特別事業再編に」に、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、「集中実施期間中に」を削り、同条第五項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「その特定事業再編計画」を「その特別事業再編計画」に改め、同項第一号

中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第二号及び第三号中「特定事業再編計画に係る特定事業再編」を「特別事業再編計画に係る特別事業再編」に改め、同項第四号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に、「特定事業再編が」を「特別事業再編が」に改め、同項第五号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第六号中「適合する」の下に「ものである」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に、「特定会社」を「関係事業者及び外国関係法人」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項各号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

第二十六条を第二十五条とする。

第二十七条の見出しを「（特別事業再編計画の変更等）」に改め、同条第一項中「認定特定事業再編事業者」を「認定特別事業再編事業者」に、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同条第

二項中「認定特定事業再編事業者又は特定会社」を「認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人」に、「特定事業再編計画（）」を「特別事業再編計画（）」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に改め、同条第三項中「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「前条第四項各号」を「前条第五項各号」に、「認定特定事業再編事業者」を「認定特別事業再編事業者」に改め、同条第五項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「二以上の事業者の申請に係る事業再編計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る」を削り、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に改め、同条第三項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「第二十九条第一項」

を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、同条に見出しとして「（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）」を付する。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「の特定関係事業者（」を「又は認定特別事業再編事業者（以下この節において「認定事業者」という。）の特定関係事業者（」に、「認定事業再編事業者及び当該認定事業者」を「認定事業者及び当該認定事業者」に、「有する株式会社」を「有する株式会社並びに認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、「会社法第四百六十八条第一項」の下に「、第四百六十九条第二項第二号及び第三項」を加え、「及び第七百九十六条第一項」を「、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第

二項第二号及び第三項」に、「第二十五条第二項」を「第二十八条第一項」に、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者」を「第三十条第一項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者」に、「他の認定事業再編事業者」を「他の認定事業者」に改め、「と、同法」の下に「第四百六十九条第二項第二号及び第三項、」を加え、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の株式又は持分の譲渡

第三十二条第二項中「認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて」を「認定事業者の特定関係事業者であつて」に、「認定事業再編計画に従つて」を「認定計画に従つて」に改め、同項第一号中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第三十二条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第

八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八十条</p>	<p>次の書面</p>	<p>次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十六条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面</p>
<p>第八十一条</p>	<p>次の書面</p>	<p>次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に</p>

	第八十一条第六号	第八十五条
	書面	次の書面
<p>従った新設合併であることを証する書面</p>	<p>書面（産業競争力強化法第三十条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）</p>	<p>次の書面並びに認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継</p>

第八十九条		第八十六条第六号		
次の書面	議事録	、当該場合	次の書面	
次の書面並びに認定を受けたことを	事録 ことを証する書面又は取締役会の議 及び取締役の過半数の一致があつた 該場合に該当することを証する書面	当該場合	書面 従つた新設分割であることを証する 証する書面及び認定を受けた計画に 次の書面並びに認定を受けたことを	であることを証する書面



第三十二条第五項を次のように改める。

証する書面及び認定を受けた計画に従った株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面

5 認定事業者が認定計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第一百七十九条第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第五百十一条第二項、第五百五十四条第三項、第一百七十九条、第一百七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第一百七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第一百七十九条の四第一項各号、第三項及

び第四項、第七十九條の五第一項第一号、第七十九條の六第一項、第三項及び第七項、第七十九條の七、第七十九條の八第二項及び第三項、第七十九條の九、第七十九條の十第一項、第二百十九條第二項第二号及び第四項、第二百七十二條第四項、第二百九十三條第二項第一号及び第四項、第八百四十六條の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第五百五十一条第二項</p>	<p>特別支配株主（第七十九條第一項に規定する特別支配株主をいう。第五十四條第三項において同じ。）</p>	<p>特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十八条第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第三十条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合に</p>
-------------------	---	---

	<p>第百五十四条第三項</p>	<p>特別支配株主</p>	<p>おける当該特定関係事業者に係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）</p>
<p>第百七十九条第一項</p>	<p>特別支配株主（株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める</p>	<p>特定特別支配株主</p>	

<p>法人（以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。）が有している場合における当該者をいう。（以下同じ。）</p>	<p>当該特別支配株主</p>	<p>特別支配株主完全子法人に</p>
	<p>当該特定特別支配株主</p>	<p>特定特別支配株主完全子法人（当該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）</p>

	第七十九条第二項	特別支配株主は	に
	当該特別支配株主	特定特別支配株主は	
第七十九条第三項	特別支配株主完全子法人	特定特別支配株主	
第七十九条の二第一項第一号及び第四号イ	特別支配株主完全子法人	特定特別支配株主完全子法人	
第七十九条の二第一項第五号及び第二項、第七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九条の五第一項第一号	特別支配株主	特定特別支配株主	

、第七十九條の六第一項、  
第三項及び第七項、第七十  
九條の七、第七十九條の八  
第二項及び第三項、第七十  
九條の九、第七十九條の十  
第一項、第二百十九條第二項  
第二号及び第四項、第二百七  
十二條第四項、第二百九十  
三條第二項第一号及び第四項、  
第八百四十六條の三並びに第  
八百七十條第二項第五号

第三十二條を第三十條とする。

第三十三條第一項中「認定事業再編事業者若しくはその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」と

いう。)又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社(以下「認定特定事業再編事業者等」という。)」を「認定事業者又はその関係事業者」に、「ものに係る」を「場合における」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条の見出し中「公開買付け」を「他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)」の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合(外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む)」を「譲渡により他の株式会社の株式(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。)」を取得する場合(当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る)に、「とき」を「とき、」に、

「当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するとき」に、「係る同法」を「係る会社法」に改め、同項の表第九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十八条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）の方法」を「譲渡」に改め、「株式会社の株式」の下に「（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、同表第九十九条第一項第二号の項中「当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。」並びに当該公開買付けにおいて当該「を」を「当該他の株式会社の」に改め、「買い付ける」を削り、「及び新株予約権付社債（」を「又は新株予約権付社債（外国法人の新株予約権又は新株予約権付社債に類似



するものを含む。以下この号において同じ。)を取得する場合にあつては、当該新株予約権又は新株予約権付社債を含む。」に改め、同表第百九十九条第一項第四号の項中「当該他の株式会社」を削り、同表第二百一条第三項の項を次のように改める。

第二百一条第三項	公開会社  第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によって	当該認定事業者である株式会社  産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する第百九十六条第二項の規定により、株主総会の決議によらないで
----------	---	--

第三十四条第一項の表第二百八条第二項の項中「当該他の株式会社」を削り、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、「第二項」の下に「、第二百六条の二」を加え、同条第三項の表第二百三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第七百九十六条第二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六条第二項第一号の項及び第七百九十六条第二項第二号の項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同

表第七百九十六条第三項の項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第七百九十七条第一項の項、第七百九十七条第二項第一号イの項、第七百九十七条第三項の項、第七百九十七条第四項第一号の項、第七百九十七条第四項第二号の項、第七百九十七条第六項及び第七項の項及び第七百九十八条第一項及び第二項の項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第七百九十八条第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表に次のように加える。

第七百九十八条第五項	存続株式会社等は 当該存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社は 当該認定事業者である株式会社
第七百九十八条第六項	効力発生日	特定期日等

第三十四条第四項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項又は第二十五条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項又は第二十六条第一項」に改め、同条第五項中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(剰余金の配当に関する特例)

第三十三条 認定事業者である株式会社が認定計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業者の關係事業者の株式又は外国關係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

<p>第三百九条第二項第十号</p>	<p>配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。</p>	<p>特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十三条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。第四百五十九条第一項第四号において同じ。）をする場合を除く。</p>
<p>第四百五十九条第一項各号列</p>	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>産業競争力強化法第三十条第一項に</p>

<p>記以外の部分</p>	<p>第四百五十九条第一項第四号</p>	<p>第四百六十条第一項</p>
	<p>第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。</p>	<p>同項各号に掲げる事項</p>
<p>規定する認定事業者である会計監査人設置会社</p>	<p>特定剰余金配当に係る第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項</p>	<p>同項各号に掲げる事項（産業競争力強化法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項を除く。）</p>

2 前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一号中「認定事業再編事業者等」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）」に、「行うのに」を「行うために」に改め、同条第二号中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定特別事業再編事業者等」という。）」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「行うのに」を「行うために」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十九条第一項第一号中「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第二号中「認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画

」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項の表中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十条第一項中「第二十三条第二項第五号」を「第二十二条第二項第七号」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十一条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「認定特定事業再編関連措置」に改め、同条第二項中「第四十三条」を「第四十一条」に改め、同条第四項第二号及び第三号口中心、「第四十八条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とし、第四十三条から第四十七条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十八条第一項中「第四十一条第四項各号」を「第三十九条第四項各号」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十九条中「第四十七条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十条中「商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査

二 国内外における経営資源活用の共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

第五十条を第四十八条とする。

第五十一条第三項中「第五十六条第一項」を「第五十四条第一項」に、「若しくは第五十八条第一項」を「第五十六条第一項」に、「確認を」を「確認若しくは第五十九条第一項の債権に係る確認を」に改め、第四章第三節中同条を第四十九条とし、第五十二条を第五十条とする。

第五十三条第二号中「第五十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十四条の前の見出しを削り、同条第一項の表第三条第一項の項中「第五十四条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、同条の前に見出しとして「（中小企業信用保険法の特例）」を付する。

第五十五条第一項中「第五十三条第二号」を「第五十一条第二号」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第五十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十六条を第五十四条とし、第五十七条を第五十五条とし、第五十八条を第五十六条とする。

第五十九条の見出し中「再生手続」を「資金の借入れに関する再生手続」に改め、同条中「合議体をいう」の下に「。第六十条から第六十二条までにおいて同じ」を、「再生計画案をいう」の下に「。第六十条において同じ」を、「規定する」の下に「再生債権者の間に」を加え、同条を第五十七条とする。

第六十条の見出し中「更生手続」を「資金の借入れに関する更生手続」に改め、同条中「合議体をいう」の下に「。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ」を加え、「第五十八条第一項」を「第五十六条第一項」に、「更生債権と」を「更生債権等（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第十二項の更生債権等をいう。第六十四条及び第六十五条において同じ。）と」に、「更生債権（同項第二号



」を「更生債権等（第五十六条第一項第二号）」に、「更生債権に」を「更生債権等に」に、「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」を「同法」に改め、「規定する」の下に「同一の種類の権利を有する更生債権者等（同法第二条第十三項の更生債権者等をいう。第六十五条において同じ。）の間に」を加え、同条を第五十八条とし、第四章第三節中同条の次に次の二条を加える。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認）

第五十九条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該債権が少額であること。

二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

（債権の弁済に関する再生手続の特例）

第六十条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権（この条から第六十五条までにおいて「確認債権」という。）に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、民事再生法第三十条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分  
で禁止するかどうかを判断するものとする。

第四章第四節の節名を削る。

第六十一条から第六十五条までを次のように改める。

第六十一条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第六十二条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する更生手続の特例)

第六十三条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第六十四条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を

早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定する少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第六十五条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権とこれと同一の種類その他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法第六十八条第一項ただし書に規定する少額の更生債権等について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類  
の権利を有する更生債権者等の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうか判断するものとする。

第六十五条の次に次の節名を付する。

#### 第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、前項に規定する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げ

る金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

第四章第五節の節名を削る。

第六十七条から第七十五条までを次のように改める。

第六十七条から第七十五条まで 削除

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

第一百十二条の見出し中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同条第一項中「創業支援事業」

を「創業支援等事業」に改め、「支援し」の下に「、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い」を加え

、同条第二項各号中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改める。

第一百十三条の見出しを「(創業支援等事業計画の認定)」に改め、同条第一項中「創業支援事業」を

「創業支援等事業」に、「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に、「創業支援事業計画」を「創

業支援等事業計画」に改め、「集中実施期間中に」を削り、同条第二項中「創業支援事業を」を「創業支

援等事業を」に、「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同条第三項中「創業支援事業

計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同項第一号中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同項第二号中「創業支援事業の」を「創業支援等事業の」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改め、同項第三号中「創業支援事業と連携して」を「創業支援等事業と連携して」に、「創業支援事業が」を「創業支援等事業が」に改め、同号イ中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同号ロ中「創業支援事業の」を「創業支援等事業の」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改め、同号ハ中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同号に次のように加える。

ニ 創業支援等事業（第二条第二十一項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

第百十三条第四項中「その創業支援事業計画」を「その創業支援等事業計画」に改め、同項第一号中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同項第二号中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、「創業支援事業が」を「創業支援等事業が」に改め、同条第五項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改める。

第百十四条の見出し及び同条第一項中「創業支援等事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同条第二項中「創業支援等事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「認定創業支援等事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に、「創業支援事業と」を「創業支援等事業と」に、「認定連携創業支援事業」を「認定連携創業支援等事業」に、「第百三十四条」を「第百三十四条第一項」に、「認定連携創業支援事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に改め、同条第三項中「認定創業支援等事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に改める。

第百十五条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二十項第一号」に改め、同号口中「第二条第二十三項第四号」を「第二条第二十項第四号」に改める。

第百十六条中「認定連携創業支援事業」を「認定連携創業支援等事業」に改め、「平成二十五年法律第九十八号」の下に「第百十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法」を加える。

第百十七条第一項中「認定連携創業支援事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「創業支援事業に」を「創業支援等事業に」に改め、同条第二項中「創業支援等事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「創業支援事業に」を「創業支援等事業に」に改める。



第一百八条第一項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六章第二節の節名を削る。

第一百九条から第二百五条までを次のように改める。

第一百九条から第二百五条まで 削除

第二百二十七条第三項中「第五十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第六章第三節を同章第二節とする。

第六章を第五章とする。

第一百三十四条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画」を「若しくは認定創業支援等事業計画」に、「創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生」を「若しくは創業支援等事業」に改め、同条第二

項中「又は中小企業承継事業再生」を削る。

第三百三十五条第一項中「認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者」を「又は認定特別事業再編事業者」に、「認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画」を「又は認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編又は中小企業承継事業再生」を「又は特別事業再編」に改める。

第三百三十六条中「又は中小企業承継事業再生」を削る。

第三百三十七条第一項中「認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者」を「又は認定特別事業再編事業者」に、「認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画」を「又は認定特別事業再編計画」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第三項中「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に改め、同条第六項中「第五十六条第一項」を「第五十四条第一項」に、「又は第五十八条第一項」を「第五十六条第一項」に、「業務の」を「業務の」に改める。

第三百三十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百十条第一項第四号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第六号中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に改め、同項第七号を削り、同条第三項中「第八条第二項」を「第六条第二項」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に、「第十二条」を「第十一条」に改め、「（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則）」の下に「、個人情報保護委員会規則」を加え、同項ただし書中「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、個人情報保護委員会」を、「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を加える。

第四百十二条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十六条第一項の特定事業再編計画」を「第二十五条第一項の特別事業再編計画」に改める。

第七章を第六章とする。

第四百四十七条を次のように改める。

#### 第四百四十七条 削除

第四百四十九条中「第三百三十八条第三項」を「第三百三十八条第二項」に改める。

第五百十条第一号中「第四十五条」を「第四十三条」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三号中「第二百二十三条第二項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第五百五十一条を次のように改める。

#### 第五百五十一条 削除

第五百五十二条中「前二条」を「第五十条」に、「各本条」を「同条」に改める。

第五百五十三条中「第三十四条第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

第五百五十四条中「第四十条第二項又は第四十四条第二項」を「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」に改める。

第八章を第七章とする。

第二条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条―第七十五条」を「第六十六条」に、「第四章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等」を「第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条―第七十九条）」

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

に、「第七十六条―第八十一条」を「第八十条―第八十五条」に、「第八十二条―第八十七条」を「第八十六条―第九十一条」に、「第八十八条―第九十六条」を「第九十二条―第一百条」に、「第九十七条―第一百一条」を「第一百一条―第一百四十四条」に、「第一百二条」を「第一百五十五条」に、「第一百三―第一百六条」を「第一百六条―第一百二十条」に、「第一百七―第一百九条」を「第二百一―第二百三条」に、「第二百―第一百十条・第一百一―条」を「第二百―二十四条・第二百五―条」に、「第十二―第一百二十六―条」を「第三―第十六―条」に、「第三―第二―条」を「第三―第三―条―第四―条」に、「第三―第四―条」を「第四―第十一―条―第五―十―条」に、「第四―第四―条―第五―十六―条」を「第五―十一―条―第六―十二―条」に改める。

第一条中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

第二条第十一項第一号ヲ中「第九十七条第一項第一号」を「第二十一項」に改め、同条第二十六項を同条第三十項とし、同条第二十一項から第二十五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二十項第一号中「第一百四十二条第二項」を「第二百二十八条第二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「及び当該事業活動を支援する事業活動」を削り、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の二項を加える。

21 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人であつて、特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に

対する資金供給その他の支援を行うものをいう。

22 この法律において「特定政府出資会社」とは、政府がその発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有する株式会社であつて、出資を行うことを主たる業務とするもののうち、株式会社産業革新投資機構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、その株式を保有する株式会社の業務の支援を行うことにより、当該株式会社が行う出資に係る業務のより効果的な実施を図ることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

第二条第十七項の次に次の二項を加える。

18 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。

19 この法律において「技術等情報漏えい防止措置認証業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。

第九条第一項中「第四百二十二条」を「第四百十九条」に改める。

第十二条中「第九十七条第一項第六号」を「第一百一条第一項第六号」に改める。

第十三条及び第十四条第二項中「第三百三十七条第一項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第四百四十二条」を「第四百四十九条」に改める。

第十九条第一項中「第四百四十一条第一項第二号」を「第四百四十七条第一項第二号」に改める。

第三十二条第一項の表第二百一条第五項の項及び第三項の表第七百九十六条第二項第二号の項中「第四百四十二条第二項」を「第四百四十七条第二項」に改める。

第五十一条第二号中「第二百二十七条第二項」を「第三百三十四条第二項」に、「第二百二十六条第一項」を「第三百三十三条第一項」に改める。

第六十六条の次に次の節名を付する。

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進